



月刊 労働千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号 (動力車会館)
電話 (鉄電) 千葉 2935・2939 番
(公) 043 (222) 7207 番

96.11.27 No. 4506

千葉支社 運輸部は、給料返上している！ そのうち

ダイヤ改正に責任をもて

十二月ダイヤ改をめぐる千葉支社との団体交渉が十一月十五日、二十日、二十二日と行われてきたが、千葉支社運輸部は、ダイヤ改を責任をもって行うという構えが崩れてしまっている。

この間の日刊で既報のとおり、千葉支社はダイヤ改二十日前の十一月十一日、「十二月ダイヤ改正 行路・交番表の一部変更について」という文書をもってきた。しかし、その文書中に訂正と書かれてあった行路以外にも、出勤時間・退区時間・拘束時間・労働時間が違うというものが多数含まれていた。なかには、銚子運転区33行路のように9月30日提示された内容と労働時間が四十二分も違うという行路さえあった。

すでにダイヤ改二十日前の時期にこんなでたらめなことを提示して恥じない千葉支社運輸部の姿勢こそ問題である。

そして、そうしたことについて、団交でもまともに回答出来ないという対応に終始している。

まともな回答をしる！

●二〇日午前中

組 十一日提示された「十二月ダイヤ改正 行路・交番表の一部変更について」の一览に訂正として書かれてあった以外の行路でも、出勤・退区時間、拘束時間、労働時間が違っているものが多く含まれて

いる。

当 そんなことはないはずだ。

組 九月三十日提案のものと同じく比べると、労働時間が違うものがたくさんある。

当 労働時間が多少違うものは、駅との作業のすり合わせの中間で出入区時間・入区時間の取り方などアンテナ時分の違いによって生じている。

組 一日の乗務距離は、変わらないのに、労働時間が大幅に違うものがあるではないか。例えば銚子の三三行路は、大幅に労働時間が違う。アンテナ時分の取り方の違いなどとは言えない。

当 いま解らないので、午後から回答します。

●二〇日午後より

当 大きく労働時間が違うような所は、書いたもので説明した。説明した行路は概ね一〇分前後変わったものを基準にして説明した。それ以外の細かい部分は、あえて説明しなかった。

組 細かいところを説明しないというが、午前中も指摘したように、銚子三三行路のように労働時間が三〇分以上も違うような行路については、どうなのか。

当 九月三〇日提案の時点では、大きな時間は決まっていた。その後駅との作業時間すり合わせなどによって入換作業時

間などのアンテナ時分の違いによって、労働時間に違いが出てきている。

組 労働時間Aは、運転士にとつて一番の労働条件のほずである。ダイヤ改まであと二〇日しかない時に、何十ヶ所も訂正するというミスをおこなうから、平然としていること事態が問題だ。ダイヤ改を責任をもって行うという構えがない証拠だ。

当 ダイヤ改まで期日がない中で作業を急いでいる。

組 現場では、運転士のカードを作成している時期なのにも関わらず、訂正があったなどと言うことが通用するのか。当 極力変更しないようにしたが、駅との作業を調整する中などで変更が生じた。

以上のような団交での回答である。

ミスをおぼろげに認めず、ダイヤ改に責任を取ろうという態度が全くない千葉支社運輸部は、恥を知れ！

12月ダイヤ改正阻止！